

地区防災計画編

地 区 防 災 計 画 編

《地区防災計画》

地区防災計画

1. 久那地区防災計画（土砂災害編）
2. 下白久地区防災計画
3. 上白久地区防災計画

久那地区防災計画 (土砂災害編)

平成29年12月

久那町会連絡協議会

《 巴川町会 中久那町会 上久那町会 》

〔 目 次 〕

【 I. 平時から進めておくべきこと 】	1
1. 町会として進めるべきこと	1
2. 住民として確認しておくべきこと	2
【 II. 避難準備・高齢者等避難開始発令時の行動 】	2
1. 各町会（町会対策本部）がとるべき行動	2
2. 住民がとるべき行動	2
【 III. 避難勧告及び避難指示（緊急）発令時の行動 】	3
1. 各町会（町会対策本部）としてとるべき行動	3
2. 住民がとるべき行動	3
【 IV. 避難者及び避難所の対応について 】	3
1. 避難勧告等が解除された場合	3
2. 市指定の収容避難所が開設された場合	4
3. 諸事情で町会指定の一時避難所の継続が必要な場合	4
《資 料》	
1. 巴川地区土砂災害からの逃げ地図	5
2. 中久那地区土砂災害からの逃げ地図	6
3. 上久那地区土砂災害からの逃げ地図	7

久那地区防災計画「土砂災害編」

本計画は、久那地区の喫緊の課題である土砂災害への対応に注目し、住民自らの意思で「平常時」から「避難時」の各場面における具体的行動計画を策定し、共助の精神を以てこれを実践することにより、土砂災害から尊い人命を守ることを目指す。

【I. 平時から進めておくべきこと】

1. 町会として進めるべきこと

(1) 連絡網の作成及び周知

巴川町会、中久那町会、上久那町会（以下、「各町会」という。）単位で、自主防災組織と緊急連絡網を作成し、常に見直すとともに関係者へ周知しておくものとする。

(2) 土砂災害避難訓練の実施

各町会で実施する防災訓練時に、土砂災害を想定した避難訓練を盛り込むこととする。

(3) 土砂災害からの逃げ地図の活用

各町会は、作成した「土砂災害からの逃げ地図」を広く住民へ周知しておくこと。

(4) 災害時要援護者への対応

「避難行動要支援者」及び「ふれあいコール対象者」の再確認。

(5) 町会指定の一時避難所体制

避難する事態が発生した場合、市が指定し管理する「収容避難所」へ直ちに避難することが困難な場合を想定し、町会が指定している以下の「一時（いっとき）集合場所」を「町会指定一時避難所」として開設し、緊急事態に備えることとする。

<町会が指定する一時避難所>

指定町会	町会指定避難所	備考
巴川	安立公会堂 宝林院	
中久那	栗原公会堂 折公会堂 落合公会堂	
上久那	田の越公会堂 野々上公会堂	※必要に応じて個人宅と協定を締結

2. 住民として確認しておくべきこと

住民は、平時から以下のことについて認識しておくこと。

- (1) 町会及び行政が指定する避難所と「土砂災害からの逃げ地図」情報
- (2) 行政発行の「土砂災害ハザードマップ」情報

【Ⅱ. 避難準備・高齢者等避難開始発令時の行動】

大雨警報に伴い秩父市から避難準備・高齢者等避難開始が発令されたときは、速やかに次の行動を開始するものとする。

1. 各町会（町会対策本部）がとるべき行動

- (1) 自主防災組織に基づく町会対策本部を立ち上げると共に、定められている役割分担体制を敷く。
- (2) 町会指定の一時避難所を開設し避難者受入れ体制を敷くとともに、その旨を市対策本部へ報告する。
- (3) 地元消防団との連携。
- (4) 避難準備・高齢者等避難開始発令エリアに居住する住民に対し、避難準備の呼掛け（但し、避難か自宅避難かの判断は各戸の自主判断による）。
- (5) 避難準備・高齢者等避難開始発令エリアに居住する「避難行動要支援者」及び「ふれあいコール対象者」への避難準備の支援。
- (6) 行政等が発令する土砂災害情報や避難所開設情報の入手。

2. 住民がとるべき行動

- (1) 避難か自宅内避難かの自主判断
避難を選択した場合は「逃げ地図」を活用し町会指定の一時避難所へ向かう。
自宅避難を選択した場合は、崖などから離れた高い所へ避難すること。
- (2) 避難の準備
家族との連絡確認や非常持ち出し物の用意等の避難準備。
- (3) 情報の確認
行政等が発令する土砂災害情報の確認。

【Ⅲ. 避難勧告及び避難指示（緊急）発令時の行動】

土砂災害警戒情報発表に伴い、秩父市から避難勧告、避難指示（緊急）が発令されたときは、速やかに次の行動をとるものとする。

1. 各町会（町会対策本部）としてとるべき行動

- (1) 自主防災組織に基づく町会対策本部が立ち上げられていない時は、直ちに立ち上げると共に、定められている役割分担体制を敷く。
- (2) 地元消防団へ避難誘導、避難支援等を要請。
- (3) 避難勧告等発令エリアの全戸に対し、避難行動の呼掛け（但し、避難か自宅待機かの判断は各戸の自主判断による）。
- (4) 「避難行動要支援者」及び「ふれあいコール対象者」への避難支援体制。
- (5) 行政が発令する土砂災害情報、避難所開設情報の入手。

2. 住民がとるべき行動

- (1) 避難か自宅内避難かの自主判断。
- (2) 避難を選択した場合は、近隣の住民同士と声を掛け合い、「逃げ地図」情報を活用して速やかに町会指定の一時避難所へ向かう。
- (3) 自宅避難を選択した場合は、出来るだけ崖などから離れた高い所へ避難すること。
- (4) 常に行政等が発令する土砂災害情報を入手。

【Ⅳ 避難者及び避難所の対応について】

各町会（町会対策本部）が開設した一時避難所は、避難勧告等が解除されるまでの間、あるいは市指定の収容避難所へ移動するまでの緊急的な避難所であることから、集結した避難者に対する対応については次の通りとする。

1. 避難勧告等が解除された場合

自宅への帰還を促すこととなるが、その判断はあくまでも個々に委ねることとする。

2. 市指定の収容避難所が開設された場合

- (1) 収容避難所への移動の意思を避難者個々に確認した後、出来る限り集団で収容避難所へ移動することとする。

<市指定の収容避難所（久那地区に関係するもの）>

－現指定－

久那小学校
荒川農村改善センター ← 上久那からの避難を想定

注：久那小学校校庭は一時避難場所

－指定追加要望－

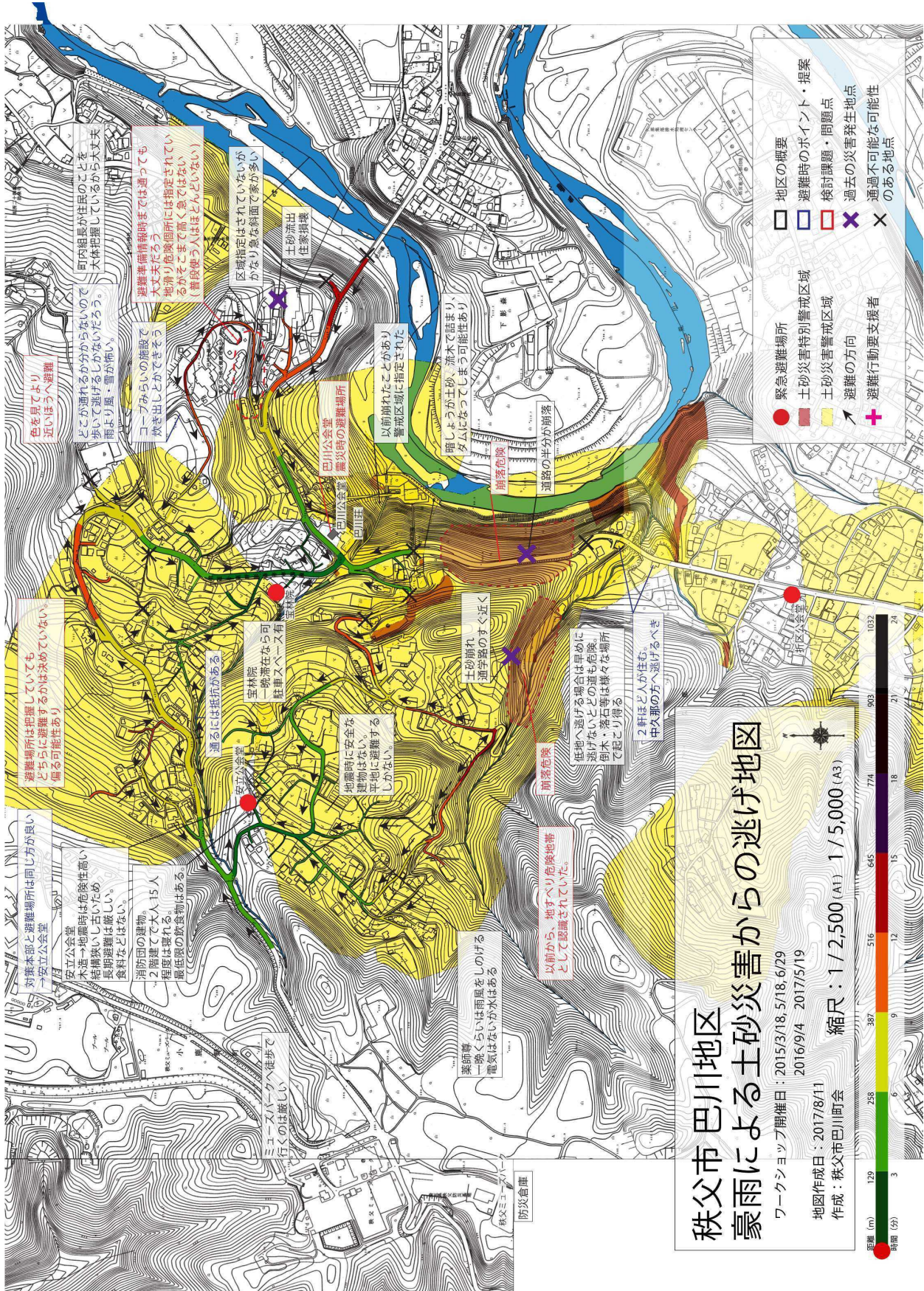
久那公民館 ← 中久那、上久那からの避難を想定
ミューズパークスポーツの森 ← 巴川からの避難を想定

- (2) 市指定の収容避難所の運営について、市から要請が届いた場合は、町会として出来得る奉仕活動を進めることとする。

3. 諸事情で町会指定の一時避難所の継続が必要な場合

- (1) 市対策本部へ通報し、市からの支援を要請。
 (2) 自主防災組織での役割分担により、非常炊き出しや必要最低限の生活物の確保等避難所運営体制を敷く。

以 上



町内組長が住民のことを
本気で心配しているから大丈夫
大丈夫だろう
避難準備情報までは通っても
地滑り危険箇所には指定されてい
るからそこまで高く急ぐことはない
(普段使う人ほどどんでもない)

色を見てより
近いほうへ避難
ここが通れるか分からないので
歩いて逃げるしかないだろう。
雨より風・雪が怖い。
コープみらいの施設で
炊き出しとかできそう

避難場所は把握していても
どちらに避難するかは決めていない
備る可能性あり

安立公会堂
→基本本部と避難場所は同じ方がよい
→安立公会堂

安立公会堂
→木造→地震時は危険性高い
→総構が古い古い古い古い
→長寿避難は厳しい
→食料などはない
→消防団の建物
→2階建てで大人15人
程度は隠れる
→最低限の飲食物はある

安立公会堂
→ニクスハーフへ徒歩で
行くのは厳しい

避難するには塩坑がある

安立公会堂
→2階建てで大人15人
程度は隠れる
→最低限の飲食物はある

安立公会堂
→ニクスハーフへ徒歩で
行くのは厳しい

避難時に安全な
建物はない
平地に避難する
しかない

安立公会堂
→2階建てで大人15人
程度は隠れる
→最低限の飲食物はある

安立公会堂
→ニクスハーフへ徒歩で
行くのは厳しい

以前から、地すべり危険地帯
として認識されていた。

安立公会堂
→2階建てで大人15人
程度は隠れる
→最低限の飲食物はある

安立公会堂
→ニクスハーフへ徒歩で
行くのは厳しい

以前肺られたことがあり
警戒区域に指定された

安立公会堂
→2階建てで大人15人
程度は隠れる
→最低限の飲食物はある

安立公会堂
→ニクスハーフへ徒歩で
行くのは厳しい

土砂崩れ
通学路のすぐ近く

安立公会堂
→2階建てで大人15人
程度は隠れる
→最低限の飲食物はある

安立公会堂
→ニクスハーフへ徒歩で
行くのは厳しい

土砂流出
住家崩壊

安立公会堂
→2階建てで大人15人
程度は隠れる
→最低限の飲食物はある

安立公会堂
→ニクスハーフへ徒歩で
行くのは厳しい

以前から、地すべり危険地帯
として認識されていた。

安立公会堂
→2階建てで大人15人
程度は隠れる
→最低限の飲食物はある

安立公会堂
→ニクスハーフへ徒歩で
行くのは厳しい

2軒ほど人が住む
中久那の方へ逃げるべき

安立公会堂
→2階建てで大人15人
程度は隠れる
→最低限の飲食物はある

安立公会堂
→ニクスハーフへ徒歩で
行くのは厳しい

**秩父市巴川地区
豪雨による土砂災害からの逃げ地図**

ワークシヨップ開催日：2015/3/18, 5/18, 6/29
2016/9/4 2017/5/19

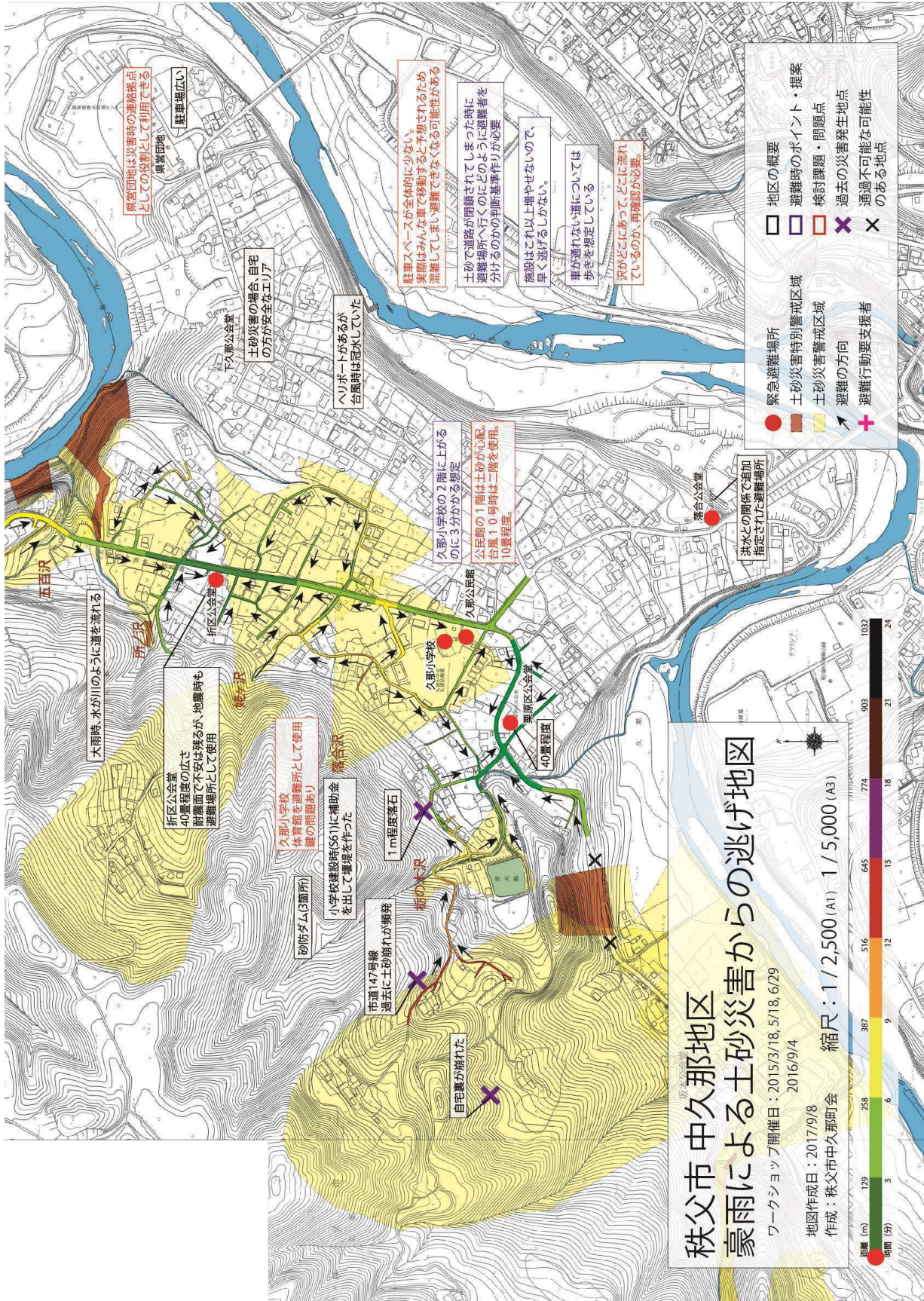
地図作成日：2017/8/11
作成：秩父市巴川町会

縮尺：1/2,500 (A1) 1/5,000 (A3)

距離 (m) 0 129 258 387 516 645 774 903 1032
時間 (分) 3 6 9 12 15 18 21 24

地区の概要

- 緊急避難場所
- 土砂災害特別警戒区域
- 土砂災害警戒区域
- 避難時のポイント・提案
- 検討課題・問題点
- 過去の災害発生地点
- 通過不可能な可能性のある地点
- 避難の方向
- 避難行動要支援者



秩父市 上久那地区 豪雨による土砂災害からの逃げ地図

ワークショップ開催日：2015/3/18, 5/18, 6/29

2016/9/4 2017/5/19

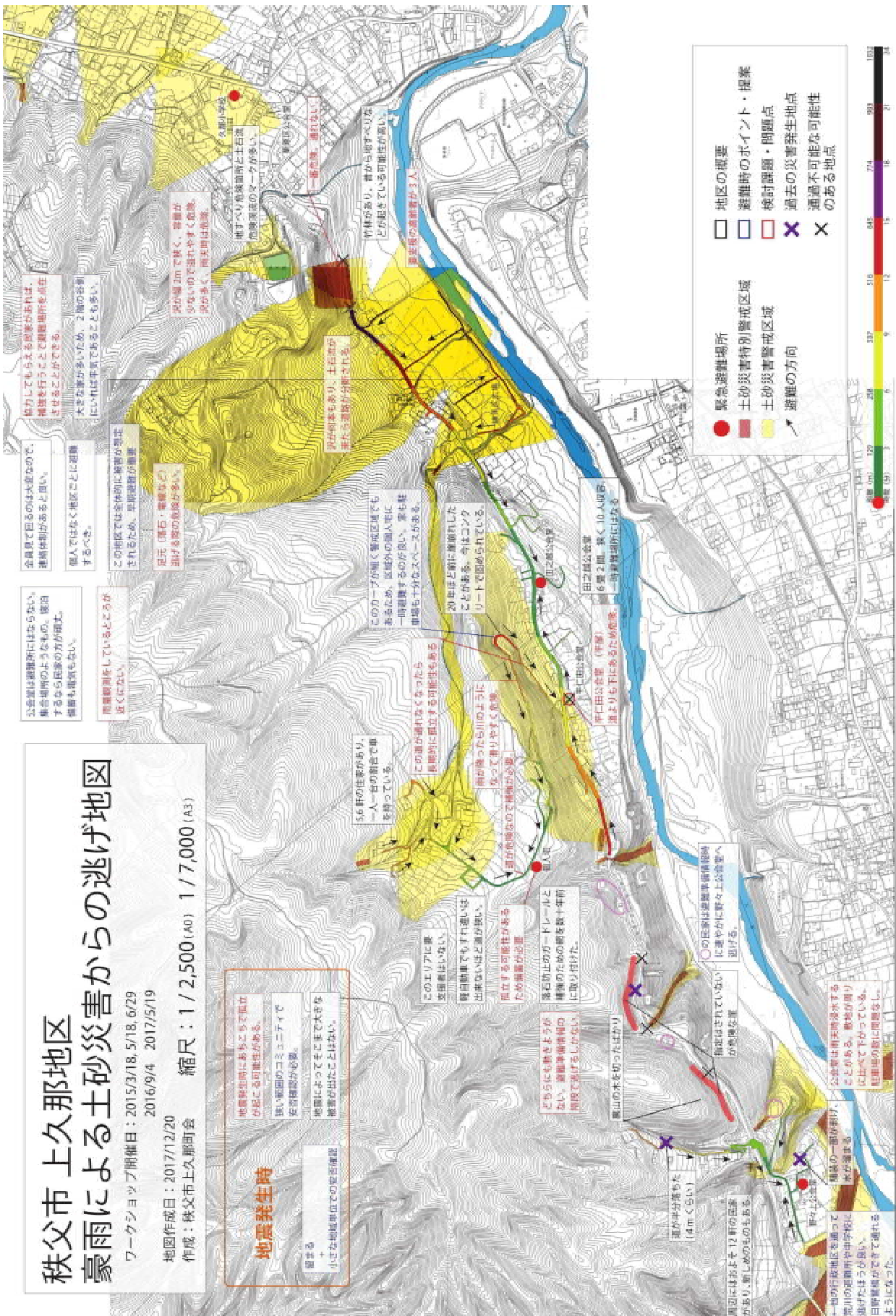
地図作成日：2017/12/20

作成：秩父市上久那町会

縮尺：1/2,500 (A0) 1/7,000 (A3)

地震発生時

地震発生時にもちどけが
はじまる可能性が
高い期間の
コミュニティで
安全確認が必要。
地震によって
小さな地震車での
避難が出たこと
はない。



公民館は避難所にはならない。
集合場所のようなもの、渡泊
するから居残の方が現実。
備蓄も豊富でない。

避難所をしようとするのが
近くはない。

全員で回るは大変なので、
連泊行動があると良い。

個人ではなく地区ごとで避難
するべき。

この地区では全体的に被害が想定
されるため、早期避難が必要。

足元(落石、豪雨など)
逃げ遅れが多い。

逃げ遅れが多い。2階の各階
にいれば安全であることも多い。

逃げ遅れが多い。2階の各階
にいれば安全であることも多い。

逃げ遅れが多い。2階の各階
にいれば安全であることも多い。

5.6坪の住家があり、
一人一台の割合で車
を持っている。

このエリアに車
が複数台はない。
緊急避難でも、逃げ遅れは
出ないほどと道が狭い。

逃げ遅れが多い。2階の各階
にいれば安全であることも多い。

逃げ遅れが多い。2階の各階
にいれば安全であることも多い。

逃げ遅れが多い。2階の各階
にいれば安全であることも多い。

このカーブが細く急勾配区間でも
あるため、区外の個人宅に
一時避難するのが良い。家も駐
車場も十分なスペースがある。

20年ほど前に開削した
ことがある。今はコンク
リートで固められている。

田之郷公民館
6階2階、狭く10人程度
一時避難所にはなる

戸田公民館
道よりも下にあるため危険

このエリアに車
が複数台はない。
緊急避難でも、逃げ遅れは
出ないほどと道が狭い。

逃げ遅れが多い。2階の各階
にいれば安全であることも多い。

逃げ遅れが多い。2階の各階
にいれば安全であることも多い。

逃げ遅れが多い。2階の各階
にいれば安全であることも多い。

どちらにも動きようが
ない。避難準備情報の
発信が遅い。逃げ遅れ
が多い。

田山の本を切ったばかり

田山の本を切ったばかり

田山の本を切ったばかり

周辺のほぼ12軒の民家
があり、雨にぬれた土砂が
降り、土砂災害の発生
の可能性が高い。

田山の本を切ったばかり

田山の本を切ったばかり

田山の本を切ったばかり

この地区は豪雨による土砂災害
の危険性が高い。避難所
は公民館や学校など、
避難所が複数ある。

田山の本を切ったばかり

田山の本を切ったばかり

田山の本を切ったばかり

緊急避難場所

- 緊急避難場所
- 土砂災害特別警戒区域
- 土砂災害警戒区域
- 避難の方向

地区の概要

- 避難時のポイント・提案
- 検討課題・問題点
- × 過去の災害発生地点
- × 通過不可能な可能性のある地点



